

議事日程 (第3号)

令和4年9月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第7 議案第32号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 議案第33号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 認定第1号 令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第15 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第32号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第33号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 認定第1号 令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第15 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将
監査委員	……………	村山真知子			

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和4年第21回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

日程第1. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 人権擁護委員の推薦の方法をどのようにされたかをお聞きしたいと思います。それと任期はいつから3年間かをお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について答弁を求めたいと思いますが、どなたが答弁されます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

この推薦に当たりましては、今現在の人権擁護委員さん及び地元の方々ですね、区長さんをはじめ、民生委員さんの方々の推薦を得ておるところでございます。

それと任期に当たりましては、すみません、ちょっと私が調べておりませんでしたので、後で回答したいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） という答弁ですが、よろしいですか、任期の関係は。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 私が聞いたのは、それでは、区長さんやら、過去の民生委員さんたちの意見を聞いて、当局は推薦したということですね。はい、分かりました。以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほか、御意見ありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） お諮りします。本件について特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第2. 議案第27号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、議案第27号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第27号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第3. 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4. 議案第29号 本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第29号本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 次の30号も同じような工事締結でございますので、ちょっと絡めて質問をさせていただきます。

1日目に内容を質問したときに、課長さんたちが欠席だったものですから、ちょっと確認の意味を含めて再度お聞きしたいと思います。

1日目質問したのは2項目ありまして、1つは残土、浚渫土の残土処理についてということで、産業廃棄物じゃなくて、通常の建設残土として処理をするということが言われました。処理に当たっては、二、三の業者にいろいろ問い合わせて、大体申込単価とか、いろいろ聞いて、リサイクルするなら、そういうところに持ち込んでいただきたいというようなことで、設計単価もある程度建設課あたりから聞いて、確か立米5,000円ぐらいだったと思うんですが、積算をしておりますと。処分地は指定しているわけじゃなくて、任意処分ですというような回答だったと思います。

2点目が、配置予定の技術者について書くように多分なっていると思うけど、その記載はちゃんとされているんですかということで、その技術者の配置予定については記載するようになっておりますということで、そのときに、それぞれの工事ごとに異なる技術者の配置なんですかということ、それは聞いておりませんが、ですかということも、ちょっとありますので、その2点について、ちょっと再度確認したいと思います。お答えいいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、浚渫土の処分費の件でございますが、浚渫土は、初日にも申しましたとおり近隣の処分場3社の平均の見積もりを採用しまして、立米当たり5,500円としております。浚渫土は不法投棄の問題のトラブルを防ぐため、処分が確実な処分場で設計を採用しておりますが、今後、町ホームページや建設発生土情報交換システム、建設発生土の官民有効利用マッチングシステム等を活用いたしまして、安価で処分できる方法も模索していこうとは考えております。

それで、もし、安価に処分できるような方法が見つければ、業者と協議させていただきまして、変更契約等を協力できるか、一緒に協議していきたいと考えております。

あと、技術者の件でございますが、参加資格審査申請時において配置予定技術者はまず報告してもらっているということを初日に回答させていただきましたが、複数工事の入札になった場合、参加資格審査申請時において技術者が重なっていないかも、今後もしっかり、そこは確認して、

大丈夫ということでしたら参加しても問題ないかなとは考えております。野瀬議員が県とかの事例とかも言われてありましたんで、そちらのほうも、今後、調査研究のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 残土については、この前、運動公園の話も、ちょっとしまして、横に残土を置いて、10キロ圏外ぐらいの残土処理費を多分見てあったんだろうと。横に仮置きしてあるから、あれで工事が完了したんですかって、ちょっと皮肉っぽく言いましたけど、今回も、例えば、すぐ隣の、例えば、田んぼとか、畑を持ってある方がここに置いてもいいよというふうになれば、そういうとき、どういうふうに取り扱うのかとかいうのがありますので、今、お答えになったように、落札された業者さんと十分そこら辺は打ち合わせて、どういう残土処理の仕方をするのかとか、それが設計変更の対象になるのかならないとか、そういう協議をするということでございますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの技術者の配置の質問をしたのは、1日目に、1番最初に落札した業者さんに、次の入札でいいですね、ちゃんと技術者はおるとでしようねと言ったら、おりますと、だから大丈夫ですと、こういう質問で、だから入札に参加されましたとこういう答弁だったんです。だけど、参加資格調査というのは事前に調査する、書類を出されたものを調査する必要があると思うんです。その場で口頭で配置ができますとかいうようなものではなくて、資格も要るし、どうかすれば、専任の主任技術者の資格はちゃんとあるのか、そういうのを多分つけてあると思うんですよ。だからそういうやり方ってどうかなと思ったもんですから。私は、例えば、業者の方が、これ2つ、あるいは全部自分が取りたいと言うならば、それぞれに意志を持って、技術者が配置できるような人を、異なる技術者を配置すべきかなという考え方があったもんですから、そういうことをお尋ねしたんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

今後につきましては、複数工事の入札となった場合は、落札した業者については、辞退してもらような方法も、ちょっと、県とか、そういった事例を参考にいたしまして、検討はさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今日、1日目でもちょっと質問したんですけど、今回初めて一般競争入札を取り入れられているということでございます。それで、一般にするのか、あるいは従来

どおりの指名競争入札にするのかという、そういう判断基準がちょっとよく分からないんです。この前のときは、状況を述べられて、しておりますとこう言われたんですけど、そういうのじゃなくて、きちんとした判断基準というのは何かあるんでしょうと。まず、その判断基準があるのかどうかというのをちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

当町の入札制度によりましては、入札制度に関する審査等を行う制度がございます。それは委員会でございますが、競争入札制度審査委員会というのが設置されまして、工事を行う現課の申出等によりまして、特別な工事であったりする場合、それに基づきまして、委員が集まりまして、どういう工事、これは指名競争入札なのか、それとも一般競争入札にするのか、あるいは、いろいろ条件をつけるのかといったものを審議してまいる。そういう競争入札制度審査委員会というのがございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の話を要約すれば、ちょっと審査会という言葉に置き換えさせていただきますけど、現課で工事の内容を十分調査というか、設計とか、いろんなことをやりながら、これはいわゆる競争入札ではなくて一般にしますよ、一般にかけたいとか、そういう現課でまず原案というか、そういうのを審査委員会に持ち込んで、審査委員会の中でさらに審査をして、その中で、どちらにするかというのを決めると。ただ、そのときの判断基準はあるのかということをお聞きしているんですけど、それはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） これまでの実績に応じた入札につきましては、通常どおり指名競争入札であったり、通常どおり審査委員会を行うわけですが、今回の工事には特別でございました。それぞれ事情があろうかと思えます。ちょっと簡単に事情を述べさせていただきますと、今回の工事につきましては、工事量、工事額がこれまでにないぐらい大きなものであったこと、それと、落水からの工事期間が短いというところで、これだけの工事の中で遂行できるのか。それとしっかりとした、規模が大きいもんですから、しっかりとした工事監理ができるのか。そういったものを争点にしました。通常ですと、これまで指名競争入札という形が取れたのかもしれませんが、業者を指名した場合、工事量に合わせまして、一般的に手持ちの工事が大きかったりすると、そこで辞退とか、そういうのも発生しますので、今回の場合、入札は、この工事事業の中では必ずやっていただきたいというふうなところもございまして、今回、そういった事情の下に審査をさせていただいたところなんです。これまではないので、基準というのは特別にございませんでした。



その中で検討をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 3本工事を出されていますよね。そのうちの2本が、1本が指名で、1本が一般競争入札ということで、その違いは金額の違いしかないと思うんです。だから、大規模だから、そうすれば、今の答弁からすれば、金額の基準があるんですよと、逆に言えば、そういうことになるんですか。工事の内容は大きくても小さくても、金額が大きくても小さくても変わらないと思うんです。いわゆる浚渫土を掘削して、ちゃんと水処理をして、そして残土処理をするということになるわけですから、3本とも一般競争入札に、初めてだけど、そういういろんな事情があって、しっかりと手を挙げていただいて、やる気のある人ちゅうたら怒られますけど、技術力も持っていますよという自信のある人がやるということであればいいんですけど、何か、今の答弁だけでは、ちょっとその判断がどれでも当てはまるような感じがしますので、ちょっと、もう1回何か答弁お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 指名競争入札なのか、一般競争入札にするのか、そういったところの、はっきり言いまして、その基準はございません。これまでの実績に基づいて、3本ある工事の中で、1本は約3,000万ちょっとの金額だったと思います。これまでの工事につきましては、実際、指名競争入札の中で行われたことがございましたが、何度も繰り返しますけども、今度の工事の規模の大きさ等を考えますと、やはり、一般競争で入札希望者を募ったほうが期間的にも施工管理も、そういったものも期限内にできるのではないかというふうなところで考えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） おっしゃっていることが分からんでもないんですけど、要は3本のうちの1本は金額が小さくて普通の業者でもできるでしょうと。ただ、ほかの2本は金額が大きくて、工事量大きいということで、条件つきでされていますよね。結果的には大刀洗町の中に該当する業者が10業者ぐらいあるんだけど、二、三業者はちょっと手を挙げなかったということで、指名業者、そういう10業者を指名すればよかったんじゃないかということが言えると思うんです。それだけの技術力もあるということで、だから、一般競争入札の公告において、いろんな技術力なんかも、資格はただ資格要件があるだけであって、それができるとか、できないとかいう能力は、一般競争入札で手を挙げられた方々の指名に参加する資格はあるのかどうかというのをやっぱり審査委員会なんかでチェックするのかなと私は思っていたんですが、メンバーを

この前の1日目のとき聞いたら、町内業者の10社程度ある中で、7社か、8社が手を挙げられましたということですから、それなら指名と変わらないなということ、あえて、だから、そういう、金額もそうかもわかりませんが、工事の内容で、特殊な技術を要する、パテントが要るような工事であれば分かるんですけど、そうでもない。その基準が明確でないなど。私も全協の中でも、そういう意見が出ましたので、あえて、ちょっと質問させていただいていますけど、もう少し、きちっとした基準をつくるべきか、持つべきだなというふうに思いますけど、今後のこともありますので、もう1回答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

たしか、結果、入札参加を受けたところ、町内にあるAランクの業者の中から、10社ほどあるんですが、その中から5社あるいは7社というようなところでございました。そうすれば、議員おっしゃるとおり、全部指名してもよかったんじゃないかなという考えも当然結果として出てきました。今回は特別な工事であったというふうなところを加味しまして、結果として、そういうことになりましたが、今後、これらの今回の工事につきまして、しっかり検証して、あと、来年、再来年もございます。それと、あと、産業課にかかわらず建設課の工事等もあります。そういったものを検証して、場合によっては、基準等もつくっていきたいと思っておりますが、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それはもう、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと予定価格を事前公表してありますよね。それと従来、一般質問でもさせていただいたんですけど、最低価格制限は建築工事には適用してんだけど、土木はしていませんよと。それはなぜかと聞いたら、積算基準がしっかりしているからする必要はありませんという答弁だったんです。今回の工事、私はちょっと、私から見れば、その工事の内容が非常に難しい工事の内容じゃなくて、ただ、量は大きいということは言えると思うんですけど、予定価格を事前公表されるに至った考えというのが、もうひとつちょっとよく分からないし、最低価格制限を設けたということと併せて、どういう考え方なのかということをお伺ひしたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えします。

予定価格の事前公表についてでございます。何度も言いますが、今回特別な工事であったというところもございまして、確実に入札が執行されること、これが第一だろうと思えます。年内に行わないと、補助金であったり、来年度の計画等もございますので、きちっとそれは行っていた

だきたい。そういった中で、予定価格を、例えば、オーバーをして、入札して、落札できずに、例えば、不調となったときには、再度やり直しとかが出てくるわけでございます。そうなる则担当、あるいは、また、業者のほうもですが、そういった方たちへの負担というのも多くなってくるというふうに考えております。事前公表、予定価格を事前公表するという部分については、当然メリットもありますが、議員さんたちもお考えになられると思いますが、デメリットという部分も当然あるわけでございます。そういったものも、今回検証しながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 価格を事前公表するとか、最低制限価格を公表するという大きなデメリットは競争性をなくすということなんです。御存じだと思んですけど、入札の中で1番大事な競争性とか、あるいは、公平性とか、透明性とか、これは入札制度の中でも1番大事な部分で、指名競争にしても一般競争にしても競争してくださいと。自分たちが持っている技術力でちゃんと競争してくださいという、そこに価格を公表するということは、メリットとしては、唯一言われているのは、担当者に業者さんたちが大体幾らぐらいになると聞きに来るような、そういう探りを入れられるような、ちょっと大変な思いをしなくてもいいということが最大のメリットだというふうに言われております。そればかりじゃないと思んですけど。それよりも、価格公表、事前公表は、国の事業はできない。会計法で事前公表できないようになっていると思んですけど、地方自治体は結構やり出して、最低価格まで制限を公表したもんですから、くじ引きになってしまっている事例が結構あったんです。それでは、ちょっと駄目だということで、また、それを見直すようなものを見直せというような、総務省の通達なんかも出ているはずなんです。だから、一般競争入札が悪いとは私も全く思わず、むしろ、本来は一般競争入札でやるべきだという考え方は持つてはおるものの、そこに条件を付すやり方とか、事前公表するのか、事後公表にするのか、そこら辺は慎重にやらないと、非常にせつかく、そういう入札制度の中の一般競争入札が持っている制度を十分に生かしてもらいたいと思んですけど。だから、初めて、事前価格、予定価格を公表されて、最低制限まで公表されて、この枠内でやってくださいと。先ほどの答弁は、ひょっとしたら落ちないんじゃないかということも、ちょっと言われる、心配もあったということでございますけど、それはやっぱり地場業者もしっかりしているということで、最低価格は設けないよと1番最初に答弁されたものと相反する答弁になってしまうんですよ。だから、そうではなくて、より公平に技術力を持った業者さんを集める。手を挙げてもらう。それとか、そういう非常に、自信のあるというか、業務遂行にきちっと体制が組めて、厳しい条件の中でもやれるという人が手を挙げていただくと。そういうことから、競争入札を取り入れて、条件

つきの競争入札を入れた。そこら辺をもう少し詳しく整理していただきたいんです。これは、今後、また、そういう入札に関わる問題が出てきたときに、指名審査委員会の中でも、指名審査、すみません。委員会の中でも、一つのこういう目安を持って、いろんな意見を出してくださいとか言えると思いますので、ぜひ、何となく指名にするのか、一般にするのか、事前価格を公表する、最低価格を公表するとか、そういうことをもう1回きちっと整理していただきたいと思います。なかなか初めてのことで、私ども分かりにくい点が非常にあります。指名じゃ何でいかにやったとなって言わっしゃる方もおられるし、価格を公表したら、あんた何も努力せんじゃないとって、こういう人もおられるんですよ。だから、初めて、こういうことをされた中では、きちっと説明できるようにはしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、これはもう後の、次の議案になりますからあれですけども、これも結構価格は大きい。今、入札に参加された中の参加資格要件に特定建設業というのがあると思うんですが、その特定建設業。例えば、これ下請の話に関わってくる話ですけど、その資格要件は入れてないですよ。例えば、次のは1億6,000万ぐらいありますから、土量の運搬とか、そういうことは下請に出す可能性って、物すごく高いんです。それは全部自前でやるという前提で、自前でやらざるを得ない業者さんとそうでない特定建設業者が混じって入っているというのは、普通ちょっと考えにくい点なんです。そこはどうなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。どちらが答弁されますか。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

今回議員御指摘のとおり、特定建設業許可が下請をする場合は、4,000万円以上の下請をする場合は必ず要るんじゃないかというふうなことでございます。設計額等も大きくございますので、当然そこにそういった懸念も出てくるかと思えます。そこにつきましては、ただ、下請に出さなくても自分で、自社で、その工事ができるのであるならば、あえて、この特定建設業の許可は必要はないというふうな理解もいたしました。そういったところから、今回上げてない部分もあるのかというふうに思っております。

今後もこういったものには注意しながら、きちっとした整理をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もう答え要りませんが、私は、今回大きなものは残土処理が1番大きいお金になると思えます。自社で、そんだけの残土を処理できるかと言えば、普通だったら、そういうダンプをいっぱい抱えている業者さんとか、そういうところに下請に出したり、いろいろされるから、何でそういう縛りをかけてなかったのかと思いきや、特定建設業を持ってある方は多分4社ぐらいしか、4社か、5社ぐらいですよ。大刀洗のAランクでは。ちょっと、それ、

参考のために何社か分かれば教えていただきたいですが。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。矢永産業課長。副町長が手を挙げましたけども、いいですか。矢永産業課長、答弁をお願いします。

○産業課長（矢永 孝治） 特定建設業者の数でございますが、町内、準町内の特定建設業者数は6社でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○産業課長（矢永 孝治） 一般建設業許可業者が4社となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の議案の中に入っています業者さん何社かありますよね。6社。この議案の中の業者さんの中で、特定建設業を持ってある方は何社なんですか。何社手を挙げて、その中の何社が特定建設業をお持ちなのか、分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） この29号の中で応札した5社についての内訳ですね、今のは。30号と一緒にしたら困りますんで、29号に特化して答弁をお願いします。

矢永産業課長。

ちょっと、ここで確認のために暫時休憩をします。ちょっと答弁整理してから答弁してください。

議事を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 本郷のほうのため池、議案29号の6社のうち5社が特定事業で、1社が一般という形になっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 落札されたのは、特定建設業を許可をお持ちの業者ということで、よろしいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 特定をお持ちの業者さんです。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

29、30と関連しますが、一つは、工期関係についてお尋ねします。

一つは、29号は、浚渫については、3,776平米、続いて、下高橋の中島堤については、9,064平米ですか。それで、工期が浚渫区が多いのに、工期については、2月28日という形になっているんです。その、その工期の選定というんですか、金額が多い少ないじゃないと

いうふうに私は捉えたんです。そこの工期の捉え方についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 工期でございますが、この件に関しましては、1日目のほうでもお話したかと思うんですけれども、この工事自体がどうしても水が落ちた後で、また次に農家さんのほうも水が必要になる時期、この期間にこの工事をしなきゃいけないというものでございますので、量が多い少ないにかかわらず、この期間内に必ず納めていただく必要があるということで工期を設定しております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今の総務課長の答弁によりますと、落水後、農家の方に間に合うように工事をしたいということは理解できるんですけど、やはり、量が多いんですよ。温水ため池と、中島堤のは量が違うんです。それで、同じ工期の中でやりなさいよというのは、一般的に考えた場合、3倍、2倍あるのに、工期はここでしなさいよというのは、いろんな業者のやり方にもあるかと思うんですけど、そこの工期の基準というものが何かあればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

先ほど総務課長が言いましたとおり、こちらとしましては、落水後、農家の繁忙期が、農家の水が必要ない時期に終わらせただけであれば大丈夫でございますので、その間にうまくやりくりして終わらせるようなことで、こちらのほうとしては発注しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） いろいろ答弁はいただいているんですけど、私がお尋ねしたいのは工期の設定です。金額によって、工期を何日までとか、そういった決まりというのですか、ただ、今、回答いただいたことについては、農繁期に間に合うように工事を仕上げてくださというふうな回答なんですけど、何か基準があって、例えば、金額とか、そういったことを前提として工期をされてあるんですか。ちょっと、私、思ったんですけど、同じ量なら分かると思うんです。だけど、量が全然倍近くあるのに工期は28日までという形で、産業課長の答弁によりますと、早く終われば、農業の作業に間に合うという形があるんですけど、同じため池の浚渫で、そういったギャップというか。その基準があれば、工程を設定する、これはため池だけではなく、一般の道路工事関係とか、そういったものも関連すると思いますけど、工期の設定の基本というものがあれば、教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

浚渫工事において工期の設定基準があるのかという御質問でございますが、特段ございません。今回の工事につきましては、2か所については、とりあえず期限内にどうか、落水した後、次の農繁期までの期間というのを定めておまして、その間に終わらせていただくというふうなことで、同日の設定にさせていただきました。繰り返しますが、これにつきましては、特定の基準はございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。ほか、ございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 9番、古賀でございます。

工事の実施状況、内容等について確認をさせてください。

今回の本郷のやつ、あるいは、次の下高橋の中島ため池、同時並行して工事が行われると思うんですが、これを残土処理、残土をため池から排出する場合、御存じのように、ため池は横に堤防みたいなやつがありますよね、ぐるっと周りに。ここを壊して配置するのか。または、その周りには堤防が切れないように、大きな木とかも立っています。この辺の処理をどうするのか、この辺のところの計画をどう考えてあるのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 残土や周りの木とか、雑木、雑草の処分等とかという質問だと思いますが、まず、残土の搬出については、仮設道を設置しまして、ため池の近くの仮置場というところございますので、そちらに一旦、仮設道を通って、泥を上げて、そこに一旦仮置きするような形で、それから、ある程度乾かして搬出するように考えております。

その工事の前に準備工というのがございまして、そこで、雑木やカヤ等の雑草の刈払いを行いまして、その分については、サン・ポートのほうに搬出するように考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） すみません。ちょっと分かりにくかったんですけども、残土については、仮置場を造って、そこに一時置いて、残土が乾燥した後に搬出するということですね。じゃあ、その残土を仮置場に運ぶまでに、周りに、先ほど言いましたように、樹木とか、そういうやつがあるわけです。その辺のところ、ちょっと、いまいち、よく分かりませんでしたものですから、再度、具体的に、こういうふうにしますということを教えていただければと思いますが、よろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えします。

堤体については扱わずに、周りに工事に邪魔になるような雑木とか、雑草とかは、浚渫工事が

始まる前に切ったりして処分する予定でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） そうすると残土を搬出するときに邪魔になるちゅうか、工事するときに、結果的に邪魔になるのかもしれませんが、そういうやつは事前にきちんと取り払って、工事がうまくいくようにということによろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 次の下高橋のやつも一緒によろしいですか、質問として。

○議長（安丸眞一郎） 次でお願いします。

○議員（9番 古賀 世章） はい。じゃあ、次また質問をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 議案29号関連での質疑でございますから、よろしくお願いします。

11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

先ほどの野瀬議員の質問に関連するんですけども、入札方法の基準が何か曖昧だなというふうな捉え方をしております。その中で、入札審査会、審査委員会ですか。これは公開なんでしょうか、非公開なんでしょうか。また、これについての議事録というものはあるのかをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 入札制度審査会の部分がまず公開であるかどうかという御質問でございます。これについては、公開はしておりません。

次に、議事録についてでございます。この議事録については、記録を取っておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、議事録を拝見させてもらえれば、どのような基準を設けて、どのような内容で、今回こういう入札方法にしたというのは分かるということですよ。議事録は一般的に公開、見れるんですか。その議事録というのは。公開請求か、ちょっと見せてくれということになれば、見れるんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。



○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

特別な事情がなければ、手続を踏んでいただければ、公開できるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 特別な理由というのは何ですか。町の大事な予算を使って、税金を投入して、いろいろ工事をしていく中で、どういった基準で、やはり、この入札の選定方法が決められたのかというのは、やっぱり、私たちもこういった問題が出てくると知りたくなるなど思うんですよ。特別な理由じゃないと見られないというのはどうなのか、ちょっと詳しく教えていただければ助かります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） すみません。私の答弁のほうが不適切な部分もあったかと思います。情報公開制度によって、それに審査、それに基づいての審査で申請であれば、それは公開できるということでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。今後、参考にさせていただけるように、見る機会があればと思っております。

次に、これは工事内容についてなんですけども、建設残土がかなり今回大量に出るような工事、浚渫工事になっております。それで、残土の処分場所ですね、残土の処分場所は現場から何キロメートルの計算で設計をされているのかを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 残土の処分につきましては、近隣3社で、距離に関しては15キロ以内だったと思いますが、ちょっと、もう一度、再確認させていただきます。15キロだと、ちょっと把握しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 今の答弁でよろしいですか。後ほどということで。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 何が言いたいかと申しますと、やはり、立米数が多くなると、次の大きなほうのため池では9,000立米で10トンダンプ1台6立米ぐらいしか乗らないので、10トンダンプの数にしたら、1,536台ほど搬出にダンプが要するというのであれば、処分場までの距離によっては町内をかなりの大型車が通行することになると思いますので、やはり、大型車が通行すると事故等も増えますので、その辺は本当どこに処分するのかというのは、きち

んと町のほうでも管理していただいたほうがいいなと思っておりますので、ちょっと、つけ加えて申し述べておきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

私は、この工事については、非常に重要で緊急性を要する事業であると理解をしております。ただ、先ほどから野瀬議員が詳細に御質問なされたように、まず一つは、予定価格を公表するという、それから2つ目に条件つきで一般入札をするということ、3つ目に土木工事において初めて最低制限価格を入札、かなり初めての試みが多いです。

それで、先ほどほかの議員もおっしゃいましたが、従来の答弁と全く異なる重大な変更が今回あったと思っています。議会で従来の答弁を公式に行ってきたことに対して、全く違う変更があるのに、やはり、これに対しての議会説明が十分でなかったということに対する疑問の声というのが議会の中でも非常に多いんじゃないかと思います。先ほどから他の議員からあっているのも、同じようなことではないかと思っています。

一つは、まず、きちっと、以前もありましたね、防災無線もありましたが、公式の場でお答えなされたことを180度お変えになるということに対しての重大性というのをもっと認識をしていただきたいということです。

質問であります、まず、一般競争入札の中でも、今回とりわけ条件つきということをやったということについて、この目的といいますか、事業、一般つきの目的、得られる効果等をもう一度お答えいただきたいんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えさせていただきます。

一般競争入札、そして、条件つきとしたことについてでございますが、とにかく、この工事は年度内、工期限内に終わらせなくちゃいけないという部分がまずございます。しっかりした施工管理を行っていただくということ等が大きな条件でございました。

先ほども出ていますが、工事内容につきましては、一般の土木業者におきましても、数量等が大きいというところが1番大きな問題だろうというふうなところもございましたので、町内です、町内の事業者というふうに限らせて、町内に本社、支社がある事業者に限らせていただけたところ。これは工事に対応できるだろうというふうなところでもございまして、いわゆる町内業者で選考したわけでございます。

次に、工事入札を行う場合、実施設計額が400万円以上の工事を行う場合は、業者の等級がA等級の方を選ばせていただくというふうなことでございます。これは従来のとおりということ

で、土木工事を第一希望にし、そして、業者等級がA級業者というふうなところから選考させていただきました。あとは、工事において、専門の職員が配置され、技術専門官が配置されることであるというようなところが、この条件つきの入札であったというふうに思います。

また、この入札に当りましては、近隣市の状況等も参考にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もう1点は、事前に、もう1点です、事前に予定価格を公表したことと、今回土木工事で初めて最低制限価格を設定し、かつ、これも公表したと。この目的及び効果が得られたかどうかについても、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） お答えします。

事前公表に基づいての効果が得られたかどうかという部分については、正直言いまして、まだ検証しておりません。どういう状況になっているかは、また、これからだろうというふうに思います。

予定価格を事前公表する。そして、最低制限価格についても公表をさせていただいたところでございます。最低制限価格については、予定価格を公表することによって、最低制限価格がどのくらいであるのかというのは、町のホームページ等で大体計算式等を入れておりますので、入札業者においては、どの範囲で入札するかというふうなことをご理解いただいているんだらうというふうに思います。

最低制限価格の公表につきましては、一つはダンピングの防止でございました。とにかく安く入札させていただいた場合、工事に限らず、それ以外の部分での安全対策であったり、あるいは、下請業者が入ったときの下請業者へのしわ寄せとか、そういった部分があっては困るところから、最低制限価格につきましても公表させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最初にも申し上げましたが、大きく3点ですね、大きく従来の方針と反対の真逆の制度に至った経緯なり目的の説明が曖昧であったということがあります。今後、この結果を受けて、先ほど議員から、ほかの議員からありましたが、今回の入札が適正であったか、あるいは、効果があったかどうかを検証の上、今後、また、こういう方式で今後もやるという決定ではなくて、今後も適切な入札制度を模索していくという解釈でよろしいですか。その辺どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 今後ですね、これまでの工事内容を見まして検証していきたいというふうに思います。工事入札に当たりますは、やはり、まず第一に考えるのは、透明性、業者の透明性、公平性、そして、公正性というものを第一に提案しながら、入札応者の指名であったり、一般競争入札というふうなことを勘案しながら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後にします。私ども議員も、私議員も住民の負託を受けて議会に来ております。この事業自体は賛成としても、この入札結果について、なぜ、この町がこういう、突然こういうことをやってきたかという御説明、それから、結果が最低制限価格をひいたにもかかわらず、こういう並びになっているということについて、私はちょっと住民の方に合理的に説明できるだけの知識を持っていません。

非常にデリケートな問題でありますから、町としても住民や議会から疑念を持たれることがないように、公正で透明な入札及び十分な説明を今後もお願いしたいです。

それから、何度も申し上げますが、従来の方針に当たって、変更する場合の整合性をよく重く認識していただくように求めまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） ため池の浚渫工事というのは非常に難しい工事だと私は思っております。その中で、前回、ため池で、追加補正予算で600万ほど出しましたね。本郷やったかな。浚渫工事。安丸町長のときに。だから、そういう非常に難しい工事ですので、補正予算がつくらんでいいような、実態をきちっと調査して、これはやってあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 予定価格の積算が適当だったのかという質問だと思いますが、積算につきましては、福岡県土地改良連合会が提供する農林水産省土地改良工事標準積算基準に準拠したシステムで計算しておりまして、基本的な単価については、福岡県農林水産部提供の農業土木積算システム、基準単価一覧表を採用しております。しかしながら、この基礎単価一覧表の中に浚渫土の処分費等は掲載されておりますので、そちらは近隣3社の見積もり平均額を採用するなどしておりますが、予定価格については、基準等に基づいた適正な価格で積算していると、こちらとしては考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 基準値とか何とかやなくて、実際汚泥の深さがですね、前回もそうやったけど、汚泥が深かったから600万かかったと。追加で出したわけですが、その辺はきちっと汚泥の深さとか、この量で、この金額でできるというふうに、これは計算されておるんですか。単価とか、そういうのを聞いとるわけやない。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

土量調査については、事前に業者委託で行っておりますので、問題ないかとこちらとしては考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第29号本郷地区温水ため池浚渫工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立8名です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5. 議案第30号 下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第30号下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 下高橋のため池の場合は、本年度と来年度ですか、2期に分けて工事がされるように計画されておるみたいですが、今回は1期工事ということで、南側半分を浚渫されるというふうになっておるみたいですが、それで、この下高橋のため池は御存じのように、あの辺の周辺の水、農地の水ですね、これに使用しているんですけども、半分に分けると来年の春からの今度農地に対して水が必要になるわけですが、その辺は今回の1期分ですか、工事分できちんと対応されて、また、その後は水をきちんとためて、農地水ちゅうんですか、これで使用できる。そういうところをきちんとされているかどうか。その辺の計画性、それを確認したいと思います。よろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 古賀議員の質問にお答えいたします。

工事につきましては、水の心配があられるということですが、配管を埋め込みまして、水の配水管理がきちんとできるような対策は取るようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 一応、配管等を設置して、水に対しては問題なくやるということですが、最近、異常気象と申しますか、冬でも大雨が降ることもあるわけです。そういったことに対しても、ちゃんと対応できるように工事としては計画されとるかどうか。そこを念のために確認します。よろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

古賀議員が御指摘がありました災害等の関係の件について、業者と綿密に打ち合わせまして、その辺の対策はきっちり行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第30号下高橋地区中島ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立8名です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで議場の時計で10時15分まで、しばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時07分

.....

再開 午前10時15分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次の審議に入る前に、先ほど諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦に関連して、任期等の質疑

がございました。それについて、矢野福祉課長のほうから答弁があるということでございますので、許可をいたします。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、お答えします。

先ほど黒木議員のほうから新しい人権擁護委員さんの任期についての御質問があったので、お答えをします。

新しい人権擁護委員さんにつきましては、令和5年の1月1日から3年間となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

---

### 日程第6. 議案第31号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（安丸眞一郎） それでは、日程第6、議案第31号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 5款1項4目の農業振興費についてですけれども、事業2つありまして、下のほうの肥料等高騰緊急対策事業費でございます。これは肥料が高騰した分の5割を県のほうで、補助金について出すという事業だと聞いておりますが、たしか、以前説明があったときは町のほうで10%継ぎ足すというふうな説明があったかと思いますが、一般財源には予算計上されていませんけれども、それはなくなったのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 質問にお答えいたします。

こちらの肥料高騰対策緊急事業対策の補助金の分でございますが、こちらの町の上乗せの分の10%につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充てますので、国・県支出金の5,761万1,000円の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第31号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 9 名中起立 9 名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 7. 議案第 3 2 号 令和 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に  
ついて

○議長（安丸眞一郎） 日程第 7、議案第 3 2 号令和 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 2 号令和 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 9 名中起立 9 名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 8. 議案第 3 3 号 令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につ  
いて

○議長（安丸眞一郎） 日程第 8、議案第 3 3 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 3 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを



採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 9 名中起立 9 名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 9. 認定第 1 号 令和 3 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10. 認定第 2 号 令和 3 年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11. 認定第 3 号 令和 3 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12. 認定第 4 号 令和 3 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13. 認定第 5 号 令和 3 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 9、認定第 1 号令和 3 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 13、認定第 5 号令和 3 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 5 件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

認定につきましては、所管の決算特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり審査報告書の提出がありました。決算特別委員会高橋直也委員長、登壇して、順次報告を願います。11 番、高橋直也議員。

○決算特別委員長（高橋 直也） 決算特別委員会の委員長を務めました高橋直也です。決算特別委員会の報告をいたします。

全議員で構成する決算特別委員会は、令和 4 年 9 月 7 日、8 日、9 日の 3 日間開催し、令和 3 年度の決算を審議いたしました。

本委員会に付託された一般会計決算と 4 つの特別会計決算について、審査の結果、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号令和 3 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。令和 3 年度の決算審査を踏まえ、予算の執行及び来年度予算の策定に当たっては、特に以下の点に留意されるよう意見を付するものです。

1 つ、決算書及び主要施策報告書中、項目や数値の誤り、誤字落丁などが少なからず見受けられるため、誤りなきように万全を期されたい。

次に、緊急防災ラジオは、防災行政無線設置後に速やかに活用すること。

次に、町が発注する工事などについては、途中で内容などが変わる場合、設計変更などの規定にきちんと従い、最後まで責任を持って執行すること。

最後に、不用額については、一定の改善は見られるが、今後も不用額、繰越明許、流用、不納欠損などについては、引き続き議会に対して丁寧に説明を行うこと。

次に、認定第2号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号後期高齢者医療保険特別会計、認定第4号土地取得特別会計、認定第5号下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上4特別会計については、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

**○議長（安丸眞一郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。2番、隠塚春子議員。

**○議員（2番 隠塚 春子）** 議席番号2番、隠塚でございます。私は、令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場から討論させていただきます。

本決算のほとんどには賛同いたします。クーポン券事業での地域経済や住民生活への支援策、町独自の子ども医療費支援事業や給食費の補助、就学援助の項目にオンライン学習通信費の補助1万2,000円追加での保護者負担の軽減、これは年間6万円ほどの必要がありますので、補助の追加を願っております。ほかにも住民福祉の点からの施策には認定すべきという立場です。また、事務処理の負担が増える中での子育て世帯への特別給付のスムーズな支給やケアの専門家が不足する中での兼務しながらの介護予防支援事業及び認知症対応など職員の皆さんの御苦労に感謝申し上げます。しかしながら、一括採決という性格上、認定できない項目が幾つかあります。

主なものの1点目、大刀洗地域ブランド創出事業です。全てを否定するものではありませんが、香港での委託事業に関しては、住民や議会の監視が届かない中、相変わらず政情不安定でもあります。また、費用対効果も不透明で不要不急の事業だと考えます。枝豆収穫祭が全国16か所で行われたとのことですが、ハウレンソウやサニーレタスなど、大刀洗産品のアピールなど、もっと国内に目を向けるべきだと考えます。

2点目は、定住促進住宅事業です。前回は申し上げましたが、町の負担がないことが前提の建設だったと聞いております。建設割賦金が2,800万円余、また、維持管理委託料が30年の契約で年間1,400万円余、維持管理委託料に関しては適時見直しを行うことにしているやに聞いておりましたが、その気配がありません。地区10年ほどすると外壁塗装などの補修や修理が必要になってきます。そのための積立ても行われておりますが、将来の負担軽減のためにも、

維持管理委託料の軽減を図るべきだと考えます。

次に、昨年の決算委員会からの意見として、予算の執行に当たっては、繰越明許、不用額、不納欠損、流用などの事情は議会に丁寧に説明することと求めましたが、その都度の説明が不足していると思います。また、職員の新規採用を予定しているということでしたが、不足している専門性の高い部門への職員の配置。例えば、会計年度任用職員でも、そのスキルを持った方の採用などを考えていただきたいと思います。

以上のようなことから、一括採決の性格上、不認定と考えるものです。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。私は認定第1号令和3年度一般会計歳入歳出決算に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

一般会計歳入については、法人町民税やたばこ税などの町税収入は増加しておりますけれども、前年度のみに実施されました特別定額給付金事業補助の減、そして、ふるさと応援寄附金の減等によりまして、歳入総額は9億2,700万円余となっておりますところでございます。

一方、歳出につきましては、扶助費が増加していますが、災害復旧事業の減などで、歳出総額は8億5,000万円余となっております。したがって、実質収支は6億3,300万円余の黒字というふうになっているところでございます。

そこで、予算に掲げられておりました主な事業の執行について見てみます。

まず、防災減災の視点では防災行政無線の実施設計、さらに、テレビのdボタンでの情報発信など、情報伝達手段の拡充強化に関する取組や被災者支援を図るための防災倉庫の建設、それから、毎年浸水被害がっております床島地区の排水計画委託などが実施されておるところでございます。

次に、地域公共交通の取組についてでございます。大刀洗町における公共交通は西鉄甘木線、甘木鉄道などのいわゆる鉄道系路線と久留米と今村天主堂を結ぶ路線バスはあるものの、公共交通の利用促進や空白地域及び交通弱者に対する課題に対応するための指針となる「大刀洗町地域公共交通計画」が策定されているところでございます。また、交通弱者に対する取組として、巡回バスの試験運行の実施を引き続き行うなど、安全安心の暮らしの向上に資する事業が実施されているところでございます。

次に、子育て医療関連についてでございます。子ども医療費助成事業においては、4月から中学生まで助成を拡大。また、待機児童対策として、新たに建設する認可保育所整備に対する補助の実施など継続事業とともに施策の拡充などの取組が行われております。

次に、ふるさと応援寄附金事業についてでございますけれども、3年続けて10億を超えてお

りましたが、9億4,000万円余の寄附金となっております。しかしながら、ふるさと応援基金から1億9,000万円を取り崩して、寄附者の意向を踏まえ、災害対策や教育など43の事業に活用されているところがございます。今後も返礼品の充実、町のPRなどにより寄附金事業が推進されることを大いに期待するところがございます。

次に、生活環境についてでございますが、空き家対策として、平成30年に続き空き家実態調査を行うとともに、不良空家等除却補助の実施や利活用に向けた取組及び河川水質等調査を行うなど、住環境の保全に資する施策が実施をされております。

次に、8月の豪雨により甚大な被害を受けた農業者に対し、農業機械・施設復旧支援、それから被災大豆農家営農継続支援の実施など、また、こうした災害等による収入減に備えるため、福岡県の収入保険助成事業に上乘せ助成を実施するなど、安定的な営農継続に向けた支援事業の取組が行われたところがございます。

その他道路整備に関する事業、新型コロナウイルス感染対策に関する施策や予防接種の実施など、町民の豊かな暮らしと安全安心のまちづくりを図るための事業に取り組まれております。

最後になりますけれども、災害復旧事業についてでございますが、公共土木施設災害復旧事業により、懸案でございました菅野橋が令和3年7月に完成をいたしました。3年ぶりに以前の日常生活に戻ることができ、関係者の方々の尽力に感謝しているところがございます。

以上、述べてきました各施策のほか、新規、継続事業の推進が図られており、これはいわゆる第5次基本計画に照らしても将来像を実現していく第一歩になるのではないかというふうに考えているところがございます。ぜひ、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は不承認とすべきとの立場から討論いたします。

毎年申し上げておりますように、ほとんどの決算項目については、私も賛成であります。近年、災害や新型コロナウイルス感染症など困難な課題が押し寄せる中で、町長はじめ職員の皆さん方が住民の安全と福祉を守る立場で日々奮闘されていることに敬意を表します。

また、各種給付金の事業にあっても、現金による迅速な給付を軸に職員各位の御尽力により速やかな事業給付がなされていることは大いに感謝を申し上げたいと思います。

決算項目の中でも大いに評価すべき項目が多々あります。例えば、住宅改修補助金については、4年ぶりに復活したところ、大変な好評で予算を消化し切ったとの報告であります。この事業はかねてから申し上げているとおり、住民の生活向上や負担軽減、建築業者の方の仕事づくりに寄与するばかりでなく、実際に工事額の数倍から十数倍の経済効果が町内に発生するとされております。制度周知に努めるとともに、今後も予算の増額等を含めた検討をお願いしたいと思っております。

産後ケアについては、宿泊型サービスができたことを大いに評価したいと思います。今後必要な人が必要なサービスを受けられるよう、対象者への周知と利用しやすい制度改善を求めます。

また、新生児の全戸訪問も昨年度は全世帯と面談できたということで、コロナ禍で出産、育児に特段の困難が生じている下で、今後も対象者のケアに取り組んでいただくようお願いいたします。

一方、改善が必要と思われる項目もあります。恒常的なマンパワー不足はしばしば指摘されているところであります。委員会で町長より答弁もありましたように、近年は増員の傾向にあるということで喜ばしいことであると思います。しかし、現状としては、極めて正規職員が少ない中で、事業の繰越しや予算誤りも見受けられるところです。昨年の決算審査の意見にもあるように、人員増も含めた適正な人員配置を行い、住民福祉の向上に当たられたいと思います。他の自治体や議会では、しばしば職員の削減を主張するような議論も多いし、当町においても職員削減を求める意見も少なからずあるところ、当町議会が全会一致で人員の適正配置、人員増といった意見をつけていることをぜひ重く受けとめていただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、職員不足ということは、すなわち住民や議会への説明責任を職員不足によって十分に果たせていないという点も一つあるのではないかとこのことを指摘しておきたいと思います。前町政時代に極めて職員数が減らされた。一方で議会への説明が十分なされたかという、やはり、なされていないと思います。これが、やはり、職員不足と、職員削減と議会への説明の不足というものは一体のものとして、私は捉えるべきものではないかと思えます。よろしく願いいたします。

それから、2点目に久留米広域圏による各種のイベント出店や事業は目に見える効果が得られないまま撤退する事例が見受けられ、事業効果や経緯の検証とともに、今後の事業実施に当たっては厳しく精査する必要があると思います。

次に、承服しかねる項目であります。国外の事業者へ委託しての地域ブランド推進及び旅費を含む事業費について。もちろん地域活性化やPRについて否定するものではありませんが、総合的に勘案して、事業の目的、効果、財源、事業者選定、ターゲットなど、適切かどうか疑問であります。少なくとも海外拠点の事業者に対する随意契約という方式はやめるべきではないかと思えます。

第2に、地域優良賃貸住宅事業です。これも住宅建設及び維持そのものに反対しているわけではございません。しかし、その運営方式であるPFI方式の建設については、高い建設費、高い金利、高い管理費と住民利益に合致するものとは思いません。今後も町の負担が続くため、どのような管理が適切か、慎重な議論が必要と思います。

3点目に同和関連の支出です。特に一部団体への補助や運営費を投げ渡すことは同和問題の真

の解決にはならず、逆に差別を固定化し、温存する装置になっていると言うべきで承認し難いものであります。

今年度の決算審議でも、先ほど委員長から4点の意見がつけられました。こうした全会一致の意見等も真摯に受け止め、今後の予算執行、あるいは、来年度の予算審議に予算編成に当たっていただきたいと切に願います。

以上の点から、ほとんどの項目には賛成でありますけれども、一括採決の点から不採択不承認とすべきものと考えます。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論いたします。

令和3年度の一般会計に係る決算は、歳入が約9億2,700万円で前年対比13.3%減、歳出は約8億5,000万円で15.5%減となっていますけれども、実質単年度収支を見ますと黒字となっております。また、財政運営について経常収支比率とか、財政力指数、実質公債費比率などから判断しますと、町の財政状況というのは極めて良好であります。

3年度の主な取組としては、新型コロナウイルス感染症関係事業として、低所得者、子育て世帯への臨時支援金や飲食店のための月次支援金支給、あるいはコロナウイルスワクチン接種事業などが実施されました。

また、豪雨による被害対策として、農業用機械施設の復旧、被災園芸産地や大豆農家の支援などの農業災害関連事業のほか、高齢者や障害児者など様々な事業が実施されました。さらに大刀洗地域ブランド創出事業も実施されています。

御承知のとおり、新聞やテレビなどで、度々本町に関するニュースが報じられていますし、ふるさと納税も9億5,000万円の寄附がありました。これらは各課における職員の積極的な事業対応が非常に大きいと思います。やはり、大刀洗地域ブランド創出事業などによるPR活動というのが大きな要因となっているものと考えています。ぜひ、こういった事業は続けていただきたいと思っております。

いずれにしても3年度には当初予算に掲げられた住民生活にとって必要、そして不可欠な事業、町の活性化のための事業、住民の健康維持に関する事業、あるいは、子育て支援事業などの様々な事業や対策が適正かつ確実に実施されており、住みよい魅力あるよかまち大刀洗の実現に大きく寄与したものと認められます。議会としては承認すべきであると考えています。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから認定第1号令和3年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立7名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立7名。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第2号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立8名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第3号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立8名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第4号令和3年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

---

**日程第14. 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会東委員長、登壇して、報告をお願いします。東義一議員。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 総務文教厚生委員長の東義一です。ただいまから委員長報告を行います。

令和4年第21回9月定例会において総務文教厚生委員会に付託されました請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の結果を報告いたします。

委員会は令和4年9月12日午前9時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は5名です。

安丸議長及び紹介議員の平田康雄議員と請願者の福岡県教職員組合浮羽三井支部より高良支部長の出席を得て審査いたしました。

まず、紹介議員より請願の趣旨、内容の説明及び請願者より意見、補足説明を受け、審査を行いました。

請願の趣旨といたしましては、お手元に配付しております請願書のとおりでございますが、まず第1点に、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な



定数改善に基づく教職員定数改善を推進すること。

2番目に教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でありました。

各委員から請願内容について、質問、意見等が数多くなされ、審査の結果、お手元に配付しています審査報告書のとおり満場一致で採択すべきと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

---

### 日程第15. 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（安丸眞一郎） 提出議員の趣旨説明を求めます。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の趣旨を説明いたします。

内容は2点あります。

1点目は、計画的な教職員定数改善の推進についてであります。現在、学校現場においては、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、先生たちは教材研究や授業準備の時

間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、35人以下学級を中学校まで延ばすなど、定数改善計画に基づく計画的な教職員の定数改善を求めるものであります。

2点目は、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。義務教育国庫負担制度では、長い間、国庫負担率が2分の1でしたが、小泉政権下の三位一体改革の中で3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられるよう義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1復元するよう求めるものであります。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 先ほど国のほうへの意見書の提出については、賛成をさせていただきましたが、ちょっと内容について、主に義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することと書いてありますけども、今、3分の1で、それを2分の1にしたときに、当町でどのくらい財政負担が軽減されるのかというのは分かっていますか。

○議長（安丸眞一郎） 提出議員の答弁を求めます。

ちょっと暫時休憩をします。

休憩 午前11時02分

.....

再開 午前11時03分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

先ほどの高橋直也議員の質疑に対する答弁を、提出議員の平田康雄議員より求めます。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 教職員の給与については、国・県のほうから出されておまして、町のほうからは出されていないので、3分の1が2分の1になっても町の支出はないということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それと、もう一点は、35人以下学級を中学校まで延ばすと。計画的な教職員定数改善を推進することということを述べられておりますが、当町においても中学校まで35人以下学級を実施した場合、教職員の数がどれくらい必要になるか。

今、教職員の成り手不足というのがすごく問題になっていると思うんですけども、どれくらい教職員が新たに必要になるかというのは、計画的に分かっているんであれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 提出議員の答弁を求めますが、よろしいですか。

○議員（3番 平田 康雄） ちょっとお待ちください。

○議長（安丸眞一郎） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

先ほどの11番、高橋直也議員の質疑に対しての答弁を、平田康雄議員よりお願いします。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私のほうの説明でも、中学校を35人以下学級にしてくださいということで、その後どうなるかということですけども、本町においては現在、通常学級が1年生が4クラス、2年生が4クラス、3年生が4クラスあります。そのほかに、ひばり、あすなろ、なのはな等もございませけれども、通常学級以外は人数が少ないから増えることはないと思いますが、通常学級がここで35人提出した場合に、1年生が1つ増えて5クラス、2年生は人数が127人ということで4クラスで大丈夫だと思いますけれども、今度は3年生が140人おりますから、現在の4クラスが5クラスになっていくということで、2クラス増えることとなります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ありがとうございます。

私も、総務文教委員会でもちょっと請願については審査のメンバーに入っていたんですけども、請願を持ってこられた方がたしか小郡の教職員の方で、そのとき小郡の中学校のことを例えて聞いたんですけども、一概に何名いるとかって言われないうような質問があったもので、今回、この場で当町においてはどう照らし合わせたときにどのぐらい教職員さんが必要なのか。

実際、これが国で採択されて35人以下学級が実施されたときに、急に教職員さんの数を手配するのが急に大変になったりしたら、ちょっと困るんじゃないかなと思ったので、当町についての質問をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につい

てを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 9 名中起立 9 名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 16. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会  
広報委員会、議会運営委員会）

○議長（安丸眞一郎） 日程第 16、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、  
会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続  
調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続  
調査とすることに決定しました。

---

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 2 1 回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 11 分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 9月16日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 平山 賢治

署名議員 東 義一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 9月16日

議 長

署名議員

署名議員